

茨城県議会障害者活躍推進プラン(第2期)

機関名	茨城県議会
任命権者	茨城県議会議長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
茨城県議会事務局における障害者雇用に関する現状	議会事務局では、平成31年4月から障害者の非常勤職員（会計年度任用職員）を雇用し、法定雇用率を達成しているところである。 なお、障害のある職員に対しては、これまでも所属長等による個別の面談等により相談・サポートを実施してきている。
目標	
①採用に関する目標	当該年6月1日時点の法定雇用率を着実に達成する。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないようにすることで、定着率の向上を図る。
③満足度向上に関する目標	職場環境等の改善事項を把握し、着実に対応することで、満足度の向上を図る。
取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として、次長兼総務課長を選任する。 ○相談・サポート体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある職員の相談員として、配属所属の課長補佐（総括）を指定する。 ・同僚職員が定期的に声かけ等を行い、障害に対する必要な配慮がなされているか確認するとともに、仕事や体調等の状況を見守る。 ・労働局や公共職業安定所など外部の支援機関の相談窓口を活用する。
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある職員の希望に応じて、定期的に（年3回以上）面談を実施し、業務内容等についての適合の状況を確認する。 その職員の状況を踏まえ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある職員に対しては、定期的な面談の際、必要な配慮等の有無を把握するほか、随時相談員が相談に応じることとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害のある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定しないこと。 ・自力で通勤できることといった条件を設定しないこと。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定しないこと。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定しないこと。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施しないこと。
④その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を検討する。